

みんなでおいでえ 楽しいで 浅口まるごと産業祭 出店者募集要項

I イベント概要

1. 目的

浅口地域における事業所独自の特色（商品・サービス）を生かした事業を広くPRするため、浅口の良さを浅口地域内外に向けて情報発信を行う。また、地域内小規模事業者の振興、並びに地域経済の活性化を図る観点から、「浅口のいいもの」をキーワードに「浅口まるごと産業祭」を開催する。

2. 主 催 浅口商工会

3. 後 援 浅口市、里庄町

4. 実施体制

本イベント実施にあたっては、浅口地域の特色ある商品などの製造・販売業者、浅口商工会、浅口商工会青年部・女性部と連携し開催する。

5. 事業内容

浅口地域内の事業所で製造・販売されている、特色ある商品の展示、もしくは販売を行い、地域内における商品・サービスを身近に感じられる場とする。

6. 開催日時

日 時 令和8年6月21日（日）10：00～14：00

※雨天決行。ただし、災害等によって中止になる場合があります。

会 場 ふるさとかもがたプラザ「ビッグハット」

7. 警報等発令時の対応

令和8年6月21日（日）7：00時点で浅口市に大雨警報もしくは暴風警報が発令されている場合は、開催を中止します。また、台風接近など事前に荒天が予想される場合は、早めに中止を決定する場合があります。

II 出店条件

8. 出店対象者

浅口商工会会員事業所（出店料：無料）

9. 出店予定数及び出店分類

販売・展示コーナー：合計50ブース（原則申込み順・新規出店事業者優先）

※応募者多数の場合は、主催者にて出店条件・内容を基に選定させていただきます。

＜ブースサイズ＞・・・① or ②どちらかのサイズで申込みください。

①テント1張 2間×3間 (3.6m×5.4m)

②テント半分 2間×1.5間 (3.6m×2.7m)

※テントは主催者にて設置します。テント無しの出店は原則できません。

- ※飲食物を調理加工する場合は、保健所の指導により「三方囲み」を設置します。
- ※テントサイズは応募状況によりご希望に添えない場合があります。
- ※各ブースの出店配置は、主催者で決定します。

10. 出店に関する条件

出店する事業者は下記の条件を満たすこと。

- ①生産物賠償責任保険等（PL保険等）へ加入していること。
- ②食品・非食品共に定められた表示義務を遵守していること。容器包装した状態で販売する食品については、品名、原材料名（アレルゲン）、内容量、原料原産地、製造名、製造所所在地、賞味期限、保存方法など食品表示法に基づく表示を記載していること。
- ③岡山県等公的機関が発行する営業許可証を有していること（食品を取扱う場合）。
- ④出店事業者または従業員がブース内に常駐すること。また、開催時間内での撤収作業はしないこと。開催時間中は最後までブースに常駐すること。
- ⑤出店に際して発生したゴミ等については、全て出店者が持ち帰り処分すること。
- ⑥主催者の定めを遵守し、指示等に従うこと。

III 出店申込方法

11. 申込書類について

以下の書類に必要事項を記入し、浅口商工会へご持参もしくは郵送ください。

（申込先は「募集要項」最終ページに記載しております）

申込書類	申込期限
①出店申込書【全員】	
②出店計画書（保健所等提出用）【食品販売のみ】 ※現地調理しない場合でも、食品販売（店舗で製造した食品など）する方も必要です。	令和8年 3月2日（月） 17:00まで
③営業許可書の写し【食品販売のみ】 ※現地調理しない場合でも、食品販売（店舗で製造した食品など）する方も必要です。	
④生産物賠償責任保険等の証書の写し【全員】	

IV 基本備品及び電気・給排水等について

12. 基本備品及び電気・給排水について

①売台・必要器具

販売に要する長机2台と椅子2脚は主催者が準備する。また、その他必要な機材は出店者が全て準備する。なお、1ブース内で飲食と物販の共同出店は食品衛生上、認めない。

②電気・給排水設備・火器等の使用

〈電 気〉

電気の利用は可能だが、応募の際、必ず「①出店申込書」にて申請し電気器具等は出店者が準備すること。なお、発電機の持ち込みは可能とする。発電機のレンタル希望の場合は、有料にて主催者が用意する。

※サイズの大きな発電機や音量の大きいものは、他のブースやステージ音響に影響しますので、最低限必要な容量（小型）で静音タイプが望ましいです。

＜給排水＞

主催者で給排水設備を設置するが、応募の際に必ず「①出店申込書」にて申請すること。なお、等間隔での設置とするため、設備は共同使用とする。会場内の水圧の関係上、出店内容を調整する場合がある。

※現地で調理等する出店者は、ブース内に手洗いができる「給水タンク（40ℓ）」及びバケツを主催者で用意します。

＜火器＞

火器の利用は可能とするが、応募の際に必ず「①出店申込書」にて申請すること。消火器は出店者が準備する。なお、鴨方消防署より申請時及び当日指導があった場合は、全面的に協力すること。※消火器は各設備につき1本必要です。

※ガス（プロパンガス、カセットコンロなど）の取り扱いは、大変厳重となっております。消防署の指導に沿った適切な利用をお願いします。

V 販売方法について（全体共通）

1 3. 販売・展示コーナー

- ①出店者は、販売商品に万一の事故やクレームが発生した場合に備えて、生産物賠償責任保険（P.L.保険）等に必ず加入すること。
- ②販売員（出店事業者または従業員）がブース内に常駐すること。
- ③販売価格は、消費税込みの金額を表示し、商品毎に表示すること。
- ④対面販売形式のブース毎会計とし、つり銭及び手持ち金庫等を準備すること。
- ⑤食品・非食品共に、定められた表示義務を遵守する。容器包装した状態で販売する食品については、品名、原材料名（アレルゲン）、内容量、原料原産地、製造者名、製造所所在地、賞味期限、保存方法など食品表示法に基づく表示をすること。
- ⑥販売に当たっては、特色のある装飾や展示に努め、活気のある売場づくりを目指すこと。また、サービス品や試供品の提供など積極的な販売促進を各出店者で工夫の上、実施すること。
- ⑦開場直後に完売する等、早期に販売を終了することが無いよう商品数量を確保すること。また、商品の買取りはしないため、各出店者で数量管理をすること。
- ⑧主催者から貸し出された設備、備品は各出店者の責任において管理すること。破損・紛失された場合は、修理にかかる費用を実費請求する。
- ⑨食品、調理器具等の管理及び衛生管理を十分に行うこと。主催者の指示に従わない場合は、出店を中止する場合がある。
- ⑩販売商品及び従業員の行為において、全て責任をもって管理すること。

※会場スペースの都合上、出店ブースが隣接します。装飾・実演等は他の出店者の迷惑とならないよう“お互いさま”でお願いします。

VI 食品の販売について【②出店計画書(保健所等提出用)の提出必須】

1.4. 食品販売における注意点

＜現地での調理がある場合＞

提供する食品に応じた保健所の許可が必要です。調理工程が簡易なもので提供直前に加熱調理されたものを提供してください（加熱の要否については既製品のアイス、ジュースの小分け、かき氷は可）。

※取り扱いをさけるべき食品…にぎり寿司、サラダ類、刺身、弁当類、スムージー等、現場において提供直前に加熱調理をしないもの

＜現地での調理がない場合＞

飲食店営業、菓子製造業等の許可を有する固定施設において調理・製造したものを販売してください。

＜ご注意＞ 保健所からの指導が厳しくなっています！

- ◇現地での調理がある場合は、食品を取り扱う際は「使い捨て手袋」等を必ずご着用ください。
 - ◇髪の毛等の異物が入らないような服装（エプロン・帽子・三角巾等）をご着用ください。
 - ◇現地での調理がある場合は、ブース内には、営業許可取得時に定められた蛇口付きの給水設備と排水設備（バケツ等）を設置してください。
⇒主催者にて設置・準備します。但し、油や食品等が混ざった排水について
は出店者が持ち帰ってください。
 - ◇現地での調理がある場合は、テントの側面と背面を三方囲いします。
 - ◇試飲・試食用備品、ビニール袋（買い物袋・ゴミ袋）は、各出店者でご用意
ください。ブース内で発生したゴミ（試飲・試食のゴミ含む）は各出店者で
お持ち帰りください。

VII 販売許可申請等について

15. 酒類販売・試飲について

販売方法等に応じて個別に臨時免許（期限付酒類小売業免許）申請が必要になります。出店者決定後、必要書類を準備しますので、各出店者にて玉島税務署へ届出してください。

※食肉・乳製品、魚介類を販売する場合は、事前に主催者へご連絡ください。

VIII 搬入・搬出について(予定) ※会場の都合により変更になる場合があります。

1 6. 搬入時間について

＜搬入時間について＞

①6/20（土）13:30～16:00 大型車両・重機を使用した出店者の搬入

搬入にトラックを使用するなど、当日の搬入時間だけでは設置できない場合は、この時間帯に準備ください。ただし、前日夜は警備員等を配置しませんので、貴重品等の取扱いは十分お気をつけください。

②6/21（日）7:30～9:00 一般車両を使用した出店者の搬入

当日の9:00になりましたら、車両は出店者駐車場へ移動させてください。出店者駐車場は、出店決定後お知らせします。なお、来場者の駐車場不足を解消するため、出店者車両の台数を制限します。ご協力よろしくお願ひします。

＜搬出時間について＞

○6/21（日）14:30～16:00 大型車両・重機を使用した出店者の搬出

ビッグハットの施設使用の関係上、時間厳守でお願いします。会場内にお客様がおられる場合は車両の入場を制限しますので、係員の誘導に従ってください。

※開催時間中は、ブースに常駐することを出店条件としています。開催時間中に撤収することが無いよう、ご協力よろしくお願ひします。

IX その他注意事項

1 7. 出店者の責務

- ①出店者は、主催者の定めを遵守すること。定めに従わない出店者は営業活動を取り消し、主催者の判断で退去を命じる。
- ②食品衛生については、特に配慮する。
- ③注意義務を怠り第三者に損害を与えた場合は、賠償責任が課せられる場合がある。
- ④トラブルが発生したら、速やかに本部主催者（商工会本部テント）に連絡をとり、円満に解決すべき対策を取ること。
- ⑤販売商品及び従業員の行為において、全て責任をもって管理すること。
- ⑥開催当日に体調が優れない方・咳や発熱のある方は、参加を控えること。
- ⑦出店に起因する事故（火災や食中毒等）や、苦情（販売品や営業方法に関するもの）は出店者が全責任を負い誠意をもって対応すること。

○申込書類提出・お問い合わせ

〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244-8

浅口商工会 本部（担当：佐藤、岩井、平野、中桐）

電話：0865-44-3211 FAX：0865-44-3212

〒719-0301 浅口郡里庄町里見 2512-2

浅口商工会 里庄支所（担当：谷許）

電話：0865-64-2058 FAX：0865-64-2821